

西東京市契約における暴力団排除措置要綱等に関する特約条項

(用語の定義)

第1条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者をいう。
- (3) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）、又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

(発注者の解除権)

第2条 発注者は、受注者（受注者が法人であるときは、その法人の役員若しくは使用人を含む。）が次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 自ら契約する場合において、その相手方が前各項のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(不当介入に対する通報報告)

第3条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合（下請負人等が暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合を含む。）は、遅延なく発注者への報告及び警察への通報並びに捜査上必要な協力をすること。